

## 第1回 道南地域公共交通活性化協議会総会【議事録】

日時:令和5年3月29日(水)15:00~16:10【オンライン開催】

出席:・渡島・檜山管内市町(函館市、北斗市、松前町、七飯町、鹿部町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、奥尻町、今金町、せたな町)  
・交通事業者(函館バス(株)、(一社)函館地区ハイヤー協会、北海道旅客鉄道(株)函館支社、道南いさりび鉄道(株))  
・道路管理者(国土交通省北海道開発局函館開発建設部、北海道渡島総合振興局函館建設管理部)  
・北海道警察函館方面本部  
・国土交通省北海道運輸局函館運輸支局  
・北海道(渡島総合振興局、檜山振興局)

### 1. 開会

山本地域政策課長:ただいまから、第1回道南地域公共交通活性化協議会総会を開催します。私は、檜山振興局地域政策課長の山本です。はじめに、渡島総合振興局地域創生部長の永田から一言ご挨拶させていただきます。

永田地域創生部長:渡島総合振興局地域創生部長の永田です。本日もご出席の皆様には、日頃から、地域における公共交通の維持・確保にご尽力いただき、心から感謝を申し上げます。次第でございます。

皆様ご承知のとおり、地域の公共交通機関は、私たちの暮らしや産業を支える重要な役割を担っているところでございますが、新型コロナウイルスの感染拡大などに伴う利用者の減少であるとか、運行を支える運転手不足の深刻化など、取り巻く環境は一層厳しいものとなっているところでございます。

こうした中、国は令和2年に「地域公共交通活性化再生法」を改正いたしまして、地域における公共交通の活性化・再生推進に向け、都道府県・市町村はそれぞれ「地域公共交通計画」の策定に努めることとなりました。本道においても、振興局単位での計画策定を順次進めているところでございまして、渡島・檜山の両地域におきましても、地方公共団体や函館運輸支局様、交通事業者様などの皆様にご協力いただきながら、今年度、後期計画の原案の検討を進めてきたところでございます。

両地域では、日常生活や産業や経済などあらゆる面で密接した地域であるということから、道南地域全体の最適な交通体系の確立に向け、今後、皆様のご協力をいただきながら、渡島・檜山一体の計画を策定したいというふうと考えております。協議会委員の皆様におかれましては、地域の公共交通を取り巻く課題につきまして、ご理解をいただき、今後それぞれの

立場から色々のご助言いただくようお願いしたいと思っております。どうか今日はよろしくお願いたします。

## 2. 議事(1)

山本地域政策課長：乙部町さん、函館開建さんも接続されたので、すべてのメンバーがそろったかと思っております。それではさっそく議事に入ります。本協議会が承認されるまでの間、私が議事進行を務めさせていただきます。まず、次第の2(1)「道南地域公共交通活性化協議会規約案」についてです。事務局から、議案について説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

津田主査：渡島総合振興局地域政策課の津田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私の方からは、規約案につきましてご説明させていただきます。

地域の生活を支える公共交通が果たす役割の重要性については、改めてお話しするまでもないと思っておりますが、人口減少やモータリゼーションの進展などによる利用者の減少や新型コロナウイルス感染症の影響や運転手の不足など、交通事業者を取り巻く環境は、近年深刻さを増している状況にあります。人々が安心して暮らせるような持続的な地域づくりを進めるためにも、地域公共交通の維持確保は待ったなしの問題であり、交通事業者だけでなく、国や自治体、住民など地域が一体となって様々な取組を進めていく必要があると考えております。

冒頭のあいさつでも触れましたが、令和2年に「地域公共交通活性化再生法」が改正されたことを踏まえ、各市町において、それぞれの地域公共交通計画を策定、または今後策定する予定としているところでありますが、道においても、複数の市町をまたぐような広域バス路線などの最適化や維持確保などに向け、各振興局において広域計画を策定することとしたところであります。

こうした中、渡島総合振興局・檜山振興局では、道南地域は、生活圏や経済圏が重なっており、通勤通学や通院、日常の買い物といった地域の暮らしを支える重要な公共交通機関である路線バスが広域的に運行されていることから、振興局の枠にとらわれず、圏域全体における地域公共交通の最適化等を検討するため、本日までご参加いただいている皆様を構成員とした「道南地域公共交通活性化協議会」を立ち上げるに至った次第であります。

お手元の資料1をご覧ください。これは、本協議会の規約案ですが、説明に入る前に、一点訂正がありますのでお伝えします。規約案第6条第10項4行目の括弧の中の「同項第5号に掲げる事項にあっては委員の総数の4分の3」と書かれたところですが、同項第5項を同項第4項に訂正をお願いいたします。

以降、簡単に規約案の内容をご説明いたします。協議会は、第2条にあるとおり、「地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議」を行うことを目的に設置するものであり、第3条の各号に掲げる事業を行うこととしております。また、協議会の委員は、第4条の規定のとおり

り、原則として、資料3枚目の別表に記載されている機関とし、必要に応じて、他の関係団体等の出席を求めることができるとしているところです。協議会の目的である『『広域的な』地域公共交通計画の作成』の主体は「北海道」であることから、第5条の規定のとおり、会長・副会長には、それぞれ、渡島総合振興局、檜山振興局の地域創生部長を充てる考えであり、第11条にあるとおり、事務局は両振興局が担うこととしています。なお、今後、計画等の議論や意見交換などは、基本的に総会を開催して協議することとなりますが、第7条にあるとおり、必要に応じて、分科会を置くことができる規定にしたところでもあります。資料の説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

山本地域政策課長：ありがとうございます。道南地域公共交通活性化協議会の規約案について、何かご意見ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。（意見等なし）ありがとうございます。それでは、案のとおり承認いただけますでしょうか。（承認を確認後、）ありがとうございます。

協議会の規約が承認されましたので、以下の進行は協議会会長の渡島総合振興局地域創生部長が務めさせていただきます。

### 3. 議事(2)

永田地域創生部長：改めまして、渡島総合振興局地域創生部長の永田と申します。それでは、次の議題に移りたいと思います。

次第の2の(2)「計画策定に係る今後のスケジュールについて」、事務局からご説明させていただきます。

山本地域政策課長：事務局より今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

渡島総合振興局・檜山振興局では、今年度、それぞれの振興局において、国や市町、交通事業者などの協力の下、道南全体版の計画の下地となります原案の策定を進めてきたところです。お手元にあります「参考資料1」、「参考資料2」として、振興局単位の計画をお配りしているの、後ほどご確認いただきたいと思います。

お手元の「資料2」により、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。まず、本日、第1回目となる協議会総会を開催し、先ほど協議会規約を決定いただいたところです。今後、「参考資料1」、「参考資料2」の計画原案を元に、事務局において、道南版地域公共交通計画のたたき台を作成し、6月に開催予定の総会で皆様にご提示のうえ、内容等についてご議論いただきたいと思います。たたき台に対しては、必要に応じて書面による意見照会なども実施し、8月までには、素案としてまとめる考えです。その後、第3回目の総会で、素案の概要をご説明し、道による内部手続きと並行しまして、パブリックコメントの準備を進め、年末の第4回目の総会を経て、年明けにパブリックコメントを実施する予定です。そして、遅くとも3月には、最後の総会を開催して、パブリックコメン

トの結果を報告し、道南地域公共交通計画の内容を確定させるほか、計画の初年度となります令和6年度以降の推進体制や事業計画等について皆様と協議してまいりたいと考えているところです。

今後のスケジュールの資料の説明については以上となります。よろしくお願いいたします。

永田地域創生部長: それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。(意見等なし)

それでは、このスケジュールによりまして、この協議会で、来年3月を目途に、道南版の地域公共交通計画の策定を目指していきたいと思えます。それとともに、路線の維持や最適化、運転手の確保など、様々な課題解決のために何をするのかというようなことを皆様と協議を進めて参りたいと思えますので、どうか引き続きよろしくお願いいたします。